

# 豊中市保育環境改善システム導入業務委託

## 公募型プロポーザル 募集要項

### 1. 目的

豊中市公立こども園25園にシステムを導入し、日常の保育業務の品質向上及び効率化並びに保護者案内の強化によるサービスの向上等を行うことを目的に、この導入を実施する受託事業者の選定に当たり、下記のとおり公募型プロポーザル募集を行う。

### 2. 募集対象業務

#### (1) 業務名

豊中市保育環境改善システム導入業務委託

#### (2) 業務内容

別添「豊中市保育環境改善システム導入業務に係る仕様要件及び企画提案依頼書」のとおりとする。

#### (3) 予定履行期間

契約締結日から令和4年（2022年）3月31日まで。

#### (4) 提案価格

提案上限額は、29,114,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

提案価格は、価格内で構築可能で実現性を伴う提案であることとし、機能要件仕様書中、必須／要望欄が必須の項目について、各社がそれぞれ提案パッケージシステムを活用し、パッケージシステム改修を行うことで実現するために必要な費用を含み、見積書に記載すること。なお、この金額にはシステム環境構築のほか、令和3年度中に必要となる例月の契約及びシステム保守及びネットワーク保守についても本提案価格内に含むものとする。契約に必要な正式な見積書は、業者選定後に改めて提出を依頼することとする。

ただし、今後の打ち合わせにおいて生ずる経費は、今回提案した見積金額を本事業の上限として全ての対応を行うものとする。

また、提示された見積金額は、選定上の価格評価に使用する。

### 3. 参加資格

本案件に参加できる者（以下「参加者」）は、プロポーザル参加申込書等の提出日時時点で、本市の入札参加資格登録業者であるとともに、下記のすべての要件を満たすものとする。なお、同申込書の提出後において、要件を満たさなくなった場合も参加を認めない。

- (1) 提案を行うシステムが、総合行政ネットワーク（LGWAN）環境にて、他の地方公共団体への導入・運用実績を10団体以上有していること。
- (2) 参加者が地方自治法施行令（昭和22年政7令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 参加者が本市から豊中市入札参加停止基準（平成7年6月1日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (4) 参加者が本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成24年2月1日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (5) 参加者が法人税、消費税、法人市民税を遅滞なく納付していること。
- (6) 参加者が会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て及び民事

再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。

#### 4. スケジュール

- (1) 募集要項等の公表 令和3年7月12日（月）
- (2) 質問受付期限 令和3年7月19日（月）17時  
※質問はメールで受け付け、質問への回答は市のホームページに掲載し、個別には回答しません。
- (3) 質問回答期日 令和3年7月27日（火）
- (4) 提案参加申込書等提出期限 令和3年7月29日（木）17時
- (5) 企画提案書等提出期限 令和3年8月5日（木）17時
- (6) 書類審査 令和3年8月上旬～中旬  
※提案者が4者以上となった場合に実施
- (7) 面接審査 令和3年8月23日（月）
- (8) 審査結果の通知 令和3年8月下旬
- (9) 委託契約の締結 令和3年8月下旬

#### 5. 応募方法

##### (1) 提案参加申込書等の提出

###### ①提出書類

No	提出書類	留意事項	様式
1	提案参加申込書	・製本一部のみ提案者の代表印を押印。 副本は複写可	様式1
2	誓約書	・製本一部のみ提案者の代表印を押印。 副本は複写可	様式2
3	会社概要	・製本一部のみ提案者の代表印を押印。 副本は複写可	様式3
4	業務経歴書		様式4
5	機密情報に関する誓約書	・製本一部のみ提案者の代表印を押印。 副本は複写可	様式5

###### ②提出部数及び形式

提出部数：正本1部、副本10部

###### ③提出期限

令和3年7月29日（木）（午後5時必着）※郵送・宅配便についても同様。

###### ④提出方法

持参（土日及び時間外は受け付けない。）、郵送、宅配便のいずれかとする。

※郵送、宅配便により提出する場合は、事務局に対し、提出書類の到達について確認すること。

###### ⑤提出書類の取扱い

提出書類はいかなる場合でも返却しない。

#### ⑥セキュリティ関連資料等の提供

機密情報に関する誓約書の提出をもって「豊中市情報セキュリティ規則」、「豊中市情報セキュリティ対策基準」、「ネットワーク工事対象部屋配置図」を提供する。

### (2) 企画提案書等の提出

#### ①提出書類

No	提出書類	留意事項	様式
1	企画提案書	・製本一部のみ提案者の代表印を押印。 副本は複写可 ・ただし押印は1箇所のみとし、全ページに押印する必要はない。	
2	業務実施体制		様式 6
3	管理技術者及び担当技術者の業務実績		様式 7
4	業務協力会社体制（役割分担）予定		様式 8
5	見積書（導入年度）	・製本一部のみ提案者の代表印を押印。 副本は複写可	様式 9
5	見積書（例年）	・製本一部のみ提案者の代表印を押印。 副本は複写可	様式 10
6	機能要件仕様書		様式 11
7	印鑑に関する証明書	・証明者の様式による	
8	商業登記簿謄本（登記事項証明書）	・証明者の様式による	
9	法人税・消費税の納税証明書	・納税証明書その3の3に限定 ・証明者の様式による	
10	法人市民税の納税証明書	・証明者の様式による	

#### ②提出部数及び形式

提出部数：正本1部、副本10部

形式等：企画提案書においては以下の条件を満たすものとする。

- (1) 公正かつ公平な方法で内容比較を行うため、企画提案依頼書の目次に基づいた順序・項目ごとに章立てをして作成すること。
- (2) 日本語の文章とし、難解な技術用語の使用は極力避け、平易な文章とすること。
- (3) 原則、日本工業規格 A 版の用紙を用いて片面印刷とすること。
- (4) 図は、原則、文章の補助として用いること。
- (5) ページ番号を付すこと。
- (6) 総ページ数は、表紙、目次を含めて 50 ページ以内とすること。（機能要件仕様書を除く。）

- (7) その他詳細については「豊中市保育環境改善システム導入業務に係る仕様要件及び企画提案依頼書」による。

③提出期限

令和3年8月5日（木）（午後5時必着）※郵送・宅配便についても同様。

④提出方法

持参（土日及び時間外は受け付けない。））、郵送、宅配便のいずれかとする。

※郵送、宅配便により提出する場合は、事務局に対し、提出書類の到達について確認すること。

⑤提出書類の取扱い

提出書類はいかなる場合でも返却しない。

6. 選定方法

(1) 審査方針

- ・市職員で構成する審査委員会を設置し審査する。
- ・審査にあたっては、次の審査基準に基づいて提案の内容等を審査し、最優秀提案者及び次点提案者を決定する。なお、審査委員会の会議は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。

(2) 審査方法

審査基準に基づき、第一次審査は書類審査、第二次審査は面接審査を行い、総合的に採点し候補者を選定する。

(3) 書類審査

- ・システムに求める機能要件について、機能要件仕様書へ記載された内容に基づく書類審査を行う。（仕様審査）
- ・企画提案書に基づく書類審査を行う。（提案審査）
- ・見積書（導入年度・例年）に基づく書類審査を行う。（価格審査）
- ・提案者が3者以内の場合は、審査基準に基づき書類審査（仕様審査・提案審査・価格審査）と面接審査を一括して行う。
- ・提案者が4者以上の場合は、審査基準（仕様審査・提案審査・価格審査）に基づき事前に書類審査を行い、選定委員会委員の合計得点により順位を決定し、面接審査実施対象者3者を選定する。この場合、第一次審査の結果はすべての提案者に通知するとともに、面接審査対象となる提案者には第2次審査の日時を通知する。
- ・書類審査の採点結果が全体配点の60%未満である場合は、順位にかかわらず選外とする。

(4) 面接審査

- ・提案者に面接会場に来場のうえ、提案の実現性をプロジェクトの中心的役割となる者から判断し、プレゼンテーションにより提案された内容が本市の教育・保育業に寄与・貢献するかを判断することによって面接審査を行う。
- ・面接審査に必要となる機材（ノートパソコン・プロジェクター・スクリーン・電源タップ

等)は受託者が準備するものとする。ただし電源については、1か所は市が準備する。

- ・面接審査では、企画提案書類に基づき、選定委員から質疑を行う。
- ・面接時間は、1提案者あたり概ね40分以内とする(入れ替え時間も含む。)
- ・追加資料等は、市が求める場合を除き不可とする。
- ・面接審査の出席者は、1提案者あたり3名以内とし、本業務に携わる者で、応募事業の代表者、事業責任者、事業担当者とする。なおZoom等によるオンライン出席は認めない。

#### (5) 最優秀提案者の決定について

審査の結果、採点結果の合計点が最高点の者を最優秀提案者とする。また、最高点が最も高い者が同点数で2者以上存在する場合には、審査基準中のうち「提案審査」の項目の点数が高い者を最優秀提案とし、同項目も同点の場合は、くじにより最優秀提案者を決定する。

#### (6) 審査結果の通知

審査結果は、すべての提案者に対して、令和3年8月下旬ごろに郵送にて通知する。なお、本市と仕様並びに価格等の協議の上、本市の内部手続きを経て、本業務の受託者として決定されるので、最優秀提案者の通知をもって本業務の受託者を約するものではない。

### 7. 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ①本案件期間中に、上記「3. 参加資格」で規定する参加資格に抵触するに至った場合
- ②予算額を超える提案を行った場合
- ③提案書類において虚偽の記載がある場合
- ④提出期限までに提出場所に提案書類の提出がない場合
- ⑤提案に関して談合等の不正行為があった場合
- ⑥正常な提案の執行を妨げる等の行為があった場合
- ⑦法令並びに豊中市の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ提案を行った場合
- ⑧審査の公平性を害する行為があった場合
- ⑨前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、審査委員会が失格であると認めた場合

### 8. 契約の締結

- ①最優秀提案者とは、令和3年8月下旬を目途に契約手続きを行う。
- ②契約内容及び仕様については、採択された提案をもとに本市と詳細を協議する。また、契約内容と仕様、契約金額については、協議の結果、採択された提案と変更が生じることがある。
- ③本業務の受託者は、豊中市財務規則に基づき、契約保証金の納付または履行保証契約の締結を行うものとする。(受託者が同規則第110条の契約保証金の納付の免除の規定に該当する場合は除く。)

### 9. 留意事項

- ①本プロポーザルに要する経費(提案書の作成及び提出に関する費用等)は、提案者の負担とする。
- ②審査及び評価の内容、提案者名等の内容についての質問は一切受け付けない。

- ③提出された書類の返却、提出期限以降における書類の差し替え及び再提出には応じない。
- ④質問事項の締め切り以降、業務に係る質問は受け付けない。

10. 応募先、質問先及び問合せ先（事務局）

〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1 【豊中市役所 第二庁舎 3階】

豊中市役所こども未来部こども事業課

TEL 06-6858-2256

FAX 06-6854-9533

E-mail [kodomo-unei@city.toyonaka.osaka.jp](mailto:kodomo-unei@city.toyonaka.osaka.jp)